

平成23年5月19日

八戸市地域公共交通会議
会長 武山泰様

青森県八戸市城下四丁目19番地5
三八五交通株式会社
代表取締役 清水輝



最終新幹線接続乗合タクシーの延長運行について（申出）

この度、標記事業計画について、八戸市地域公共交通会議設置要綱第2条の規定により、別紙のとおり申し出いたします。

平成23年5月20日

東北運輸局長 殿

住 所 青森県八戸市城下四丁目19番15号
氏名又は名称 三八五交通株式会社
代表者名 代表取締役 清水 輝夫

一般乗合旅客自動車運送事業（路線不定期）の事業計画変更（路線延長）認可申請書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画を変更したいので、道路運送法第15条及び同法施行規則第14条の規定に基づいて、下記のとおり申請いたします。

記

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所 青森県八戸市城下四丁目19番15号
名 称 三八五交通株式会社
代表者 代表取締役 清水 輝夫

2 事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

3 変更しようとする事項

路線延長
停留所の新設
運行系統の新設

4 事業計画

(1) 路線

- ① 起 点 青森県八戸市尻内町館田
終 点 青森県八戸市田面木堤下
キロ程 1.8km 道路種別 県道 20号

- ② 起 点 青森県八戸市田面木堤下
終 点 青森県八戸市根城大字西ノ沢
キロ程 1.2km 道路種別 国道 104号

- ③ 起 点 青森県八戸市根城大字西ノ沢
終 点 青森県八戸市壳市 2 丁目 1
キロ程 1.8km 道路種別 国道 104号

- ④ 起 点 青森県八戸市壳市 2 丁目 1
終 点 青森県八戸市新荒町
キロ程 0.3km 道路種別 県道 251号

- ⑤ 起 点 青森県八戸市根城大字西ノ沢
終 点 青森県八戸市糠塚平中
キロ程 1.9km 道路種別 市道

- ⑥ 起 点 青森県八戸市糠塚平中
終 点 青森県八戸市新荒町
キロ程 0.5km 道路種別 県道 340号

- ⑦ 起 点 青森県八戸市根城 8 丁目 8
終 点 青森県八戸市根城 8 丁目 1
キロ程 0.6km 道路種別 市道

- ⑧ 起 点 青森県八戸市根城 8 丁目 1
終 点 青森県八戸市根城 6 丁目 22
キロ程 0.5km 道路種別 市道

- ⑨ 起 点 青森県八戸市根城 6 丁目 15
終 点 青森県八戸市根城 9 丁目 13
キロ程 0.6km 道路種別 市道

- ⑩ 起 点 青森県八戸市壳市 3 丁目 2
終 点 青森県八戸市根城 6 丁目 3
キロ程 0.6km 道路種別 市道

- ⑪ 起 点 青森県八戸市根城 3 丁目 24
終 点 青森県八戸市壳市 2 丁目 1
キ ロ 程 0.6km 道路種別 市道
- ⑫ 起 点 青森県八戸市根城 4 丁目 1
終 点 青森県八戸市根城 3 丁目 4
キ ロ 程 0.6km 道路種別 市道
- ⑬ 起 点 青森県八戸市新荒町
終 点 青森県八戸市八日町
キ ロ 程 1km 道路種別 国道 340 号
- ⑭ 起 点 青森県八戸市八日町
終 点 青森県八戸市窪町
キ ロ 程 0.1km 道路種別 市道
- ⑮ 起 点 青森県八戸市窪町
終 点 青森県八戸市番町
キ ロ 程 0.2km 道路種別 市道
- ⑯ 起 点 青森県八戸市番町
終 点 青森県八戸市内丸 1 丁目 6
キ ロ 程 0.6km 道路種別 県道 23 号
- ⑰ 起 点 青森県八戸市内丸 1 丁目 6
終 点 青森県八戸市内丸 1 丁目 1
キ ロ 程 0.1km 道路種別 市道
- ⑱ 起 点 青森県八戸市内丸 1 丁目 1
終 点 青森県八戸市城下 1 丁目 1
キ ロ 程 0.1km 道路種別 市道
- ⑲ 起 点 青森県八戸市城下 1 丁目 1
終 点 青森県八戸市内丸 1 丁目 6
キ ロ 程 0.1km 道路種別 市道

(2) 新設乗降地点の名称及び位置並びに乗降地点間の距離
別紙のとおり

(3) 路線に配置する最大事業用自動車の長さ、高さ、又は車両総重量

車両	種別	定員(人)	車両の大きさ			
			長さ(m)	幅(m)	高さ(m)	総重量(t)
	特定大型	10	5.0	1.7	2.3	2.5

(4) 運行系統及び運行時間
別紙のとおり

5 申請理由

八戸駅に到着する最終下り新幹線利用者の二次交通の確保のため、これまで、八戸駅から中心街（八日町）の間で道路運送法21条により、乗合旅客運送事業を行ってきたが、利用者より本八戸駅まで延伸して欲しい旨の要望があり、利便性の向上を図るため、運送区間を本八戸駅まで延長して申請します。

6 実施予定日

平成23年7月1日

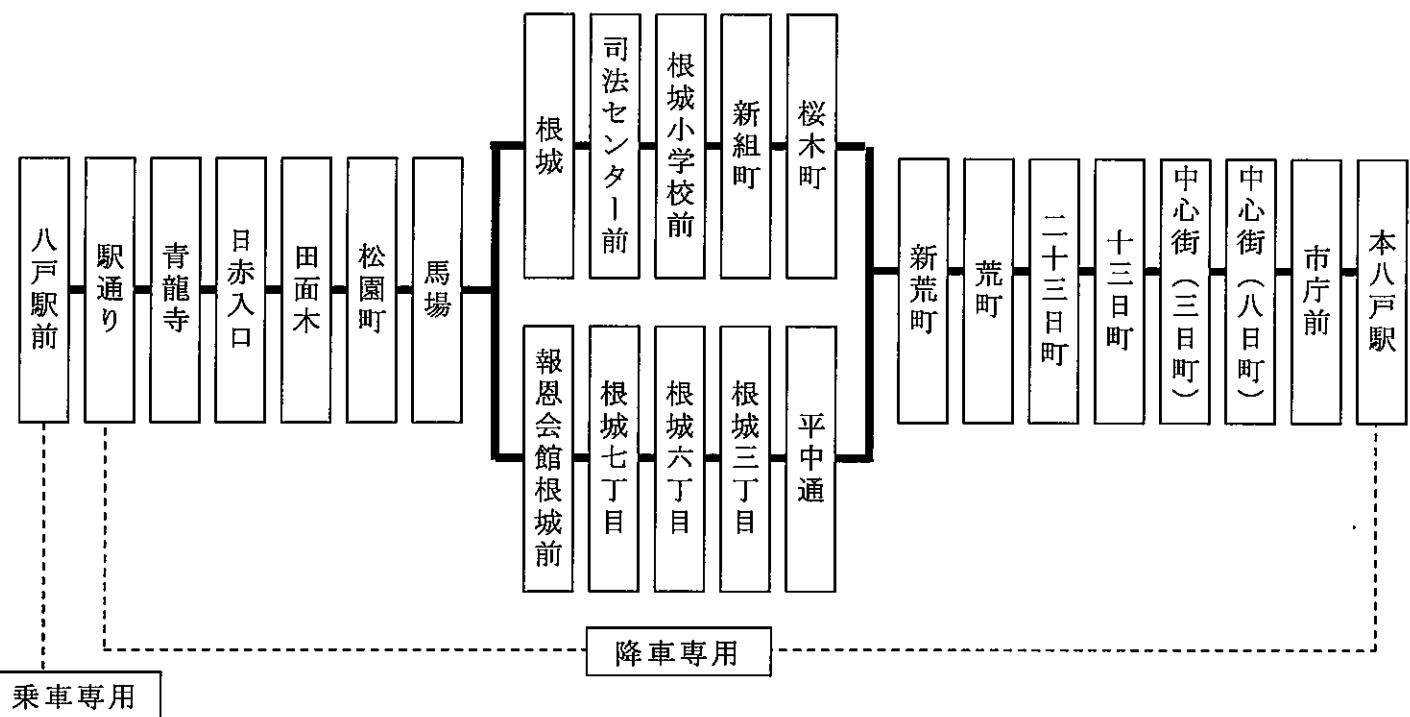
7 添付書類

- ・路線図
- ・運行系統図
- ・乗降地点一覧
- ・協議が調った証明書

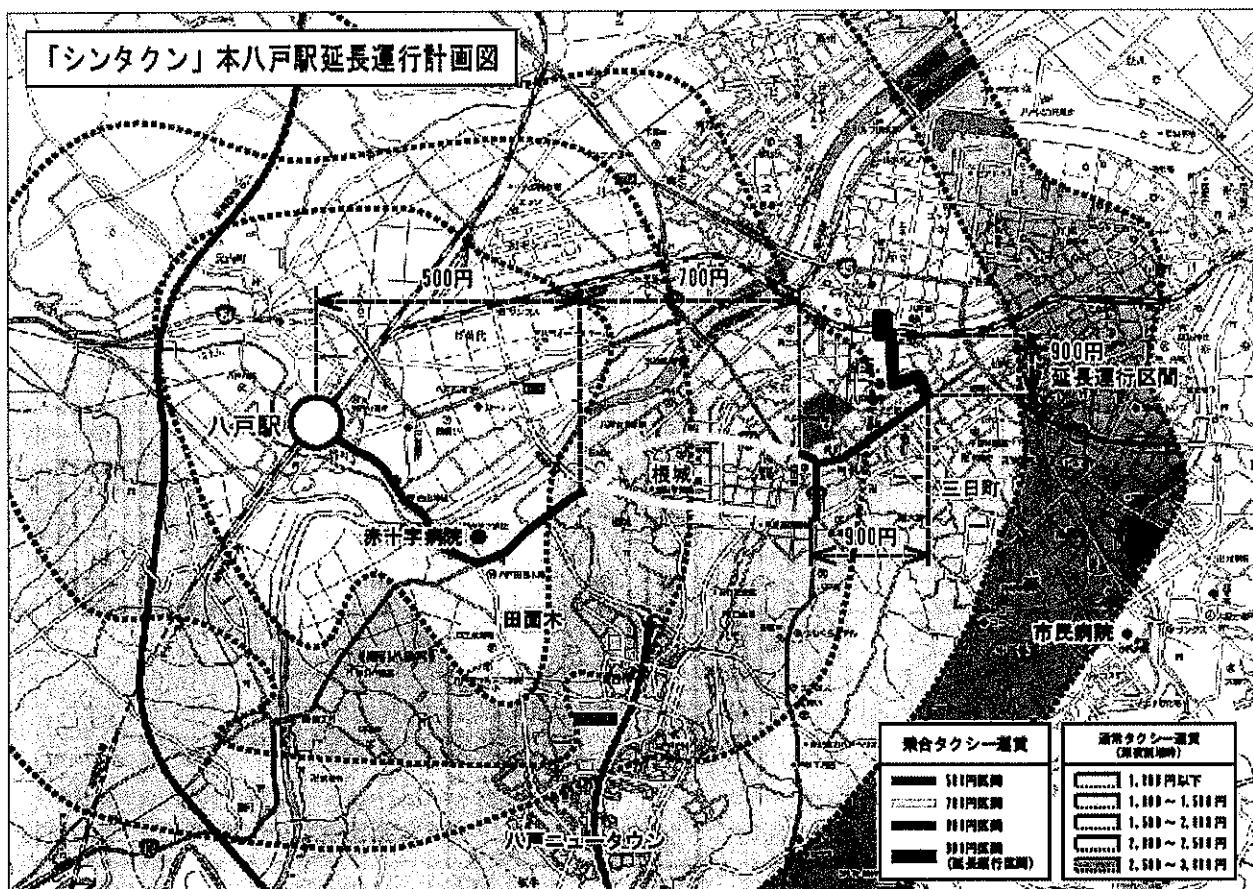
※別紙

運行系統及び乗降地点間距離並びに運行時刻

1. 運行系統



2. 路線図



< 延長運行区間拡大図 >



3. 乗降地点一覧

・八戸駅前～馬場

乗車場所	降車場所	区間距離	累計距離
八戸駅前	-	-	-
	駅通り	0.1km	0.3km
	青龍寺	0.5km	0.6km
	日赤入口	0.8km	1.4km
	田面木	0.2km	1.6km
	松園町	0.7km	2.3km
	馬場	0.3km	2.6km

・馬場～新荒町

区域運行区間（馬場～新荒町）

<司法センター系統>

乗車場所	降車場所	区間距離	累計距離
	馬場	-	-
	根城	0.8km	0.8km
	司法センター前	0.2km	1.0km
	根城小学校	0.5km	1.5km
	新組町	0.4km	1.9km
	桜木町	0.3km	2.2km
	新荒町	0.3km	2.5km

<根城七丁目系統>

乗車場所	降車場所	区間距離	累計距離
	馬場	-	-
	報恩会館根城前	0.4km	0.4km
	根城七丁目	0.3km	0.7km
	根城六丁目	0.3km	1.0km
	根城三丁目	0.4km	1.4km
	平中通	0.6km	2.0km
	新荒町	0.5km	2.5km

・新荒町～本八戸駅

乗車場所	降車場所	区間距離	累計距離
	新荒町	-	-
	荒町	0.2km	0.2km
	二十三日町	0.4km	0.6km
	十三日町	0.2km	0.8km
	中心街（三日町）	0.2km	1.0km
	中心街（八日町）	0.2km	1.2km
	市庁前	0.6km	1.8km
	本八戸駅	0.6km	2.4km

累計距離 7.4km

平成23年5月20日

東北運輸局長 殿

住 所 青森県八戸市城下四丁目19番15号
氏名又は名称 三八五交通株式会社
代表者名 代表取締役 清水輝夫

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃設定届出書

この度、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を設定したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住 所 青森県八戸市城下四丁目19番15号
氏名又は名称 三八五交通株式会社
代表者名 代表取締役 清水輝夫

2. 設定しようとする運賃を適用する路線

地域公共交通会議で協議された路線

3. 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法

別紙のとおり

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

5. 実施予定日

平成23年7月1日

※別紙

設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法

(1) 運賃の種類及び額

旅客運賃の種類	区間		額
	(乗車地)	(降車地)	
普通旅客運賃	八戸駅前	馬場	500 円
	八戸駅前	根城～桜木町	700 円
	八戸駅前	報恩会館根城前～平中通	700 円
	八戸駅前	新荒町～本八戸駅	900 円

(2) 運賃の適用方法

- イ. この運賃は、当社のタクシーで前記区間の旅客を輸送する場合に適用する。
- ロ. 子供運賃（12歳以下）は、設けない。
- ハ. 6歳未満については無賃とする。

(3) 運賃の算出基礎（1日1台当たり）

公共交通会議による協議運賃

（既存の一般乗合自動車運送事業の対キロ運賃の3倍を基礎とし、3段階に区分して設定した。）

(4) 運賃の算出基礎（1日1台当たり）

既存の一般乗合自動車運送事業の対キロ運賃の3倍を基礎とし、3段階に区分して設定する。